
ロシアによるウクライナ侵攻に関する国際刑事裁判の視点からの一考察

日本大学危機管理学部 教授 安藤 貴世

- I はじめに
- II ウクライナ問題に対する国際刑事裁判所の対応
- III 過去の事例から考察するプーチン大統領の訴追・処罰の可能性
- IV おわりに

I はじめに

1 問題の所在

2022年2月22日、ロシアのプーチン大統領は、ウクライナ東部（ルハンスク州、ドネツク州）の親ロシア派武装勢力が支配する地域を「独立国家」として承認し、さらに同24日にはロシア軍がウクライナへの軍事侵攻を開始した。なおプーチン大統領は当該軍事侵攻を、ウクライナ政府による「ジェノサイドに晒されてきた人々の保護」を目的とする「特別軍事作戦」と称している¹。ロシアによるウクライナ侵攻は依然として継続状態にあるが（2022年11月時点）、この事態が多くくの国際法上の論点を内包していることは言うまでもない。ロシアによる上記の行為は、武力行使禁止原則をはじめとする国際法の重大な違反であるとともに、具体的には以下のような諸論点が挙げられる。

第一に、国連による対応がある。ロシア軍による軍事侵攻の開始直後の2022年2月25日に、国連の安全保障理事会においてロシア軍の即時撤退などを求める決議案が出され、15カ国のうち11カ国が賛成したものの、中国、インド、UAEが棄権、ロシアが拒否権を行使し否決された²。これを受け同年2月27日から、安保理の要請に基づき国連総会において緊急特別会合が開催され³、3月2日には、ロシアによるウクライナ侵攻は国連憲章違反であり、ロシア軍の即時撤退を求める趣旨の対ロシア決議案が141カ国もの賛成多数で採択されるに至った⁴。総会決議は安保理決議と異なり法的拘束力を有しないものの、国際社会の大多数の意見として、ロシアの国際的孤立を明白化することとなったのである。

第二に、ウクライナ・ロシア間の武力紛争における国際人道法の違反行為も問題となっている。例として2022年3月にロシア軍は、ウクライナ南東部マリウポリの産科・小児科病院や、ウクライナの民間人が避難していた劇場を空爆したほか、稼働中のウクライナ南部のザポリージャ原発を攻撃している。さらに同年4月上旬にはウクライナの首都キーウ近郊ブチャにおいて約400人の民間人の遺体が発見され、国際社会全体に衝撃を与えたが、これらはいずれも、ロシア、ウクライナ

ともに締約国であるジュネーブ諸条約第一追加議定書（1977年）の規定に違反する⁵。特にロシア側による国際人道法の違反行為の例は、軍事侵攻以降、枚挙にいとまがないが、他方でウクライナ軍による違反行為も指摘されている⁶。

第三に、国際裁判による対処が挙げられる。ロシア軍による軍事侵攻の開始後まもなくの2022年2月26日に、ウクライナは、ロシアを国際司法裁判所（International Court of Justice、以下ICJ）に提訴した。同年3月16日にはICJより、ロシアはウクライナ領域内で開始した軍事作戦を直ちに停止しなければならないとの暫定措置命令が発出されたが⁷、ロシアはこれに従っていない。また今回の事態では、最も重大な国際犯罪に対し責任を有する個人を訴追・処罰する国際的な刑事法廷たる国際刑事裁判所（International Criminal Court、以下ICC）による対応もなされている。これまでに約40カ国が当該事態についてICCに対し共同付託を行い、ICCの検察局によるウクライナ領域内での捜査が進行している⁸。

上記のほかにも、ロシアによる武力侵攻を自衛権により正当化できるか否か⁹、国連人権理事会におけるロシアの理事国資格停止¹⁰、ウクライナからの避難民の保護など、ロシアによるウクライナ侵攻をめぐる国際上の論点は数多く存在するが、本稿では、今回の事態に関して果たしてプーチン大統領を裁くことができるのか、という観点から多大な関心が寄せられている国際的な刑事裁判による対応に焦点を当てて考察を行う。具体的には、ICCをはじめとして、特に国家元首またはその経験者がこれまでに国際的な刑事法廷ないしは国際的要素を含む刑事法廷により訴追された具体的事例を検討することにより、ウクライナへの軍事侵攻めぐり今後プーチン大統領が訴追・処罰される可能性はあるかにつき検討することが本稿の主たる目的である。なお本稿での議論はプーチン大統領のみならず、今般のウクライナ問題に関わる他の政治指導者、ロシア政府高官、軍指導者等にも当てはまることを付言する。本稿の構成は以下のとおりである。まず次節において、本稿の論点に係る先行研究を整理する。続いてIIにおいて、ICCの仕組みについて述べたうえで、ロシアのウクライナ侵攻に対するICCの対応について概観する。IIIでは、国家元首またはその経験者が国際的な刑事法廷などで訴追された4件の具体的事例について概要を述べるとともに、それらの事例を踏まえプーチン大統領の訴追・処罰の可能性について検討する。IVは結論である。

2 先行研究の整理

ロシアによるウクライナ侵攻に関する国際法分野からの研究はすでに多数存するが、特にICCの対応という点から論じたものについて整理する。浅田による論稿は、いかなる行為が戦争犯罪として処罰されるかを述べたうえで、ICCの概要と併せ今般の事態に対するICCの対応について論ずるものである¹¹。久保田は、ロシアによるウクライナ侵攻に際して行われた中核犯罪、すなわちICCの対象犯罪を国際社会は裁くことができるのかという点について、中核犯罪の成否、ICCの管轄権、身柄確保という3点に焦点を当て論じている。また久保田は国内法が整備された第三国における中核犯罪の訴追・処罰が可能であることや、今般の事態に特化した特別法廷の設置という手段

についても言及する¹²。酒井による論稿は、ロシアによるウクライナ侵攻に対し国際法はいかなることが可能かという観点からICCによる訴追可能性を挙げ、仮に政治指導者が戦争責任を含め刑事責任を問われる立場に置かれた場合、その手続を無視することは武力紛争法違反の疑いと国際刑事裁判手続の軽視という両側面で国際社会からの非難を免れないであろうと指摘する¹³。またこれら先行研究のいずれも、ICCによるプーチン大統領の訴追・処罰の可能性に関連し、スーダンのバシル前大統領に対し逮捕状が発付されたにも拘わらずICCに引き渡されていないことを例に挙げており、例えば浅田は、リスクが高いため少なくともプーチン大統領はICC締約国に外遊することを躊躇することになるだろうとする¹⁴。

能勢は、ロヒンギャ危機でのICCの対応を概観したうえで、ロヒンギャ危機及びウクライナ情勢におけるICCの役割として、捜査・訴追の過程で犯罪の記録が保存されることで将来にわたり被疑者の責任を問うことが可能になると述べている¹⁵。また、欧文文献としてMarchukとWanigasuriyaによる論稿は、ICCがロシア政府の高官を訴追する可能性を高めるには、ロシアにおける体制変化とICCに協力的な政府の出現を要すると指摘する¹⁶。

このように今般の事態に対するICCの対応やプーチン大統領の訴追可能性について論ずる先行研究は存するが、本稿ではICCのみならず他の国際的要素を含む刑事法廷における国家元首等の訴追事例を取り上げ、これら複数の過去の具体的事例に基づきプーチン大統領の訴追・処罰の可能性の有無について検討する。

II ウクライナ問題に対する国際刑事裁判所の対応

1 国際刑事裁判所（ICC）の概要

ICCは、1998年に採択された国際刑事裁判所規程（以下、ICC規程）に基づき同規程が発効した2002年に設立された¹⁷。加盟国数は日本を含め123カ国であり（2022年11月時点）、オランダのハーグに所在する。ICCの主たる特徴として、第一に、史上初の常設の国際的な刑事法廷であること、第二に、ICCは「国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪」たる4つの犯罪行為（集団殺害犯罪（ジェノサイド）、人道に対する犯罪、戦争犯罪、侵略犯罪）のみを対象とすること（ICC規程第5条、本節の以下の括弧内の条文はすべてICC規程を指す）、第三に、ICCは当該国に捜査・訴追する意思・能力がない場合に、それらを補完するという役割を担うという「補完性の原則」に基づいて活動すること（第1条、第17条）、が挙げられる。

ICCの裁判部門は、予審裁判部、第一審裁判部、上訴裁判部により成る。このうち予審裁判部は、検察官の捜査開始の許可（第15条4項）、逮捕状又は召喚状の発付（第58条）、犯罪事実の確認（第61条1項）等を行う。公判を行うのは第一審裁判部と上訴裁判部であり、二審制となっている。ICCが対象犯罪について管轄権を行使する場合として、以下の3つが規定されており、(1) 締約国が事態をICCの検察官に付託する場合、(2) 国連憲章第7章の規定に基づいて安保理が事

態をICCの検察官に付託する場合、(3) ICCの検察官が予審裁判部の許可を得て対象犯罪に対する捜査に着手した場合、である(第13条)。なお、(1)及び(3)の場合には前提条件が付されており、領域内において問題となる行為が発生した国(犯罪行為地国)又は犯罪の被疑者国籍国の少なくともいずれかがICC規程の締約国であること(第12条2項)、もしいずれも締約国でない場合には、いずれかがICCの管轄権の受諾を宣言することが必要である(第12条3項)。

また、ICC規程は公的資格による区別なくすべての者にひとしく適用され、国家元首、政府の長、政府若しくは議会の一員などの公的資格により同規程に基づく刑事責任が免除されることはない(第27条)。さらに指揮官その他の上官の責任についても規定されており、軍の指揮官又は実質的に軍の指揮官として行動する者は、その実質的な指揮及び監督下にある軍隊による犯罪について、①当該軍隊が犯罪を行っており若しくは行おうとしていることを知っていたこと、又は知っているべきであったこと、②当該軍隊による犯罪の実行を防止若しくは抑止し、又は捜査・訴追のために事案を権限のある当局に付託するための措置を取らなかったこと、という双方の条件が満たされる場合に、刑事上の責任を有する(第28条)。

ICC規程の締約国は、ICCの捜査・訴追に協力することが義務付けられおり(第86条)、またICC自体は逮捕権限を有していないことから、例えば逮捕状が出された場合には、被疑者の身柄の拘束などは締約国による協力が前提となる。またICCでは被告人の在廷が義務付けられ欠席裁判が認められておらず、裁判の実施には身柄の確保が不可欠である(第63条1項)。こうした点からも締約国の協力は極めて重要となるが、本論点については本稿Ⅲの具体的事例においても触れる。なおICCには、出訴期限の不適用が規定されており時効は無い(第29条)。

2 ウクライナ問題へのICCの対応

上記1を踏まえ、ロシアによるウクライナ侵攻に際してのICCの対応や関連事項について以下で概要を述べる。

まず前提として、ロシア、ウクライナともにICC規程の締約国ではない。ロシアは2000年にICC規程に署名したが、ICCが2014年のロシアによるクリミア併合を軍事紛争と位置づけたことや、2008年のロシア・ジョージア間の紛争において戦争犯罪が生じたとの疑惑についてICCが捜査していることを背景として、2016年にプーチン大統領が同署名を撤回している¹⁸。他方でウクライナはICC規程の締約国ではないものの、2014年のロシアによるクリミア併合を受け、ウクライナ領域内で行われた犯罪の疑いに対して2度にわたりICCの管轄権を受諾する宣言をしている。2014年4月の宣言では、2013年11月21日～2014年2月22日に、2015年9月の宣言では、2014年2月20日以降にウクライナ領域内で行われた犯罪に対し管轄権を受諾している¹⁹。

本稿Ⅰでも触れたとおり、ロシアによるウクライナ侵攻の事態に関しては、2022年3月2日にICCのカーン検察官が、39のICC締約国による事態付託を受け、捜査に着手する旨を表明している。その後、日本をはじめとする数カ国がさらに加わり、計43のICC締約国による付託となって

いる（2022年11月時点）²⁰。すなわち本件は、前節で述べたICCの管轄権行使のパターンのうち、締約国が事態をICCの検察官に付託する場合に該当し、本件に係るロシア、ウクライナいずれもICC規程の締約国ではないものの、犯罪行為地国であるウクライナが上記のとおりICCの管轄権を受諾しているため、ICCは管轄権行使が可能となる。また今回の事態において対象となるのは、上記のウクライナによる管轄権受諾宣言にあるとおり、2013年11月21日以降、ウクライナ領域内でこれまでに行われた、また現在行われている犯罪行為であり、戦争犯罪、人道に対する犯罪、集団殺害犯罪が該当する。他方で侵略犯罪に関しては、ICC規程の非締約国については、侵略犯罪がその国民により又はその国の領域内で行われた場合はICCは管轄権を行使しないため（ICC規程15条の2第5項）、今般の事態においてはICCの管轄対象外となる²¹。なお、ロシア軍のみならずウクライナ領域内で行われたウクライナ軍による犯罪行為もICCの捜査対象となることは言うまでもない。またICC非加盟国であるロシアは、ICCへの協力を拒否している²²。

ICCは、2022年4月25日にウクライナにおける戦争犯罪などを捜査する合同調査チームにICCの検察官が参加することを表明した。当該チームは、欧州連合（以下、EU）の欧州検察機関（ユーロジャスト）が支援し、リトアニア、ポーランド、ウクライナの検察当局で構成されるもので、犯罪行為の証拠収集などでICCと連携・協力を行っている²³。

なお前節で述べたとおり、ICCは補完性の原則に基づいており、あくまでも関係国の国内裁判所による訴追が優先される。ロシアによるウクライナ侵攻の事態に関しては、すでにウクライナ、ロシア双方の国内裁判所による訴追が行われており、例えば、ウクライナの国内裁判所では2022年5月にロシア軍兵士の戦争犯罪に関する最初の裁判が開かれ、民間人1名を殺害した罪で終身刑の判決が下された²⁴。他方でロシアは、2022年6月に、ウクライナ東部の親ロシア派地域たる「ドネツク人民共和国」におけるロシアの代理法廷にて、ウクライナ側で戦いロシアの捕虜となったイギリス人ら3名に対し、傭兵であるとして死刑を宣告している²⁵。

Ⅲ 過去の事例から考察するプーチン大統領の訴追・処罰の可能性

本章ではまず、これまでに国家元首やその経験者が国際的な刑事法廷ないし国際的要素を含む刑事法廷により訴追された具体的事例として、ICCの例を2件、その他の裁判所の例を2件取り上げる。そのうえで、それらを手掛かりに、ロシアによるウクライナ侵攻の事態に関連しプーチン大統領が訴追・処罰される可能性について検討する。

1 具体的事例

(1) バシル・前スーダン大統領（ICC）

先行研究の整理において述べたとおり、ロシアによるウクライナ侵攻の事態へのICCの対応が議論される際に、しばしば引き合いに出されるのがバシル・前スーダン大統領のケースである²⁶。

スーダンでは2002年より西部ダルフル地域において、スーダン政府の支援を受けたアラブ系民兵とダルフル地域の反政府勢力との間での武力紛争が発生し、約30万人の死者、約200万人の難民・国内避難民が発生したとされる。この事態を受けて国連安保理は2005年3月に決議1593を採択し、ダルフル地域における事態をICC検察官に付託することとした。なおスーダンはICC規程の非締約国であり、本件は、ICCの管轄権行使のパターンとしては、安保理が事態をICCの検察官に付託する場合に該当する。ICC検察官は2005年6月以降、ダルフルの事態について捜査を開始し、2008年7月に検察官は、アラブ系民兵を組織し、反政府勢力側への攻撃を指示したなどとして、集団殺害犯罪、人道に対する犯罪及び戦争犯罪の容疑で、スーダンのバシル大統領（当時）に対する逮捕状の発付をICC予審裁判部に請求した。

これを受けてICC予審裁判部は、2009年3月に、人道に対する犯罪及び戦争犯罪の容疑でバシル大統領の逮捕状を発付したが、これはICCにおいて現職の国家元首に逮捕状が発付された最初の例である。さらに予審裁判部は翌2010年7月に、集団殺害犯罪の容疑でも逮捕状を発付している²⁷。逮捕状発付に伴い予審裁判部は、バシル大統領の逮捕・引渡請求を、スーダン、ICC規程の締約国及び安保理の理事国に送付したが、現在に至るまで逮捕状が執行されておらず、バシルの身柄はICCに送られていない（2022年11月時点）。特にこの点を捉え、当該ケースが今般のウクライナ問題を論ずる際に引き合いに出されるのである。実際のところ、バシル大統領はICCによる逮捕状発付後も、国際会議等への出席のため例えばマラウィ、チャド、ウガンダ、ジブチなどを訪問し、そのままスーダンに帰国している。これらの国はいずれもICC規程の締約国であるものの、バシルの身柄を拘束しICCに引き渡すというICCへの協力義務を果たしておらず、ICC予審裁判部はICC規程第87条7項に基づき²⁸、バシル大統領の逮捕・引渡しに関するこれら締約国の非協力について、国連安保理及びICC締約国会議に付託することを決定し、非協力が認定されている²⁹。

なお2019年4月に、スーダン国内のクーデターによりバシル大統領は解任され、同年5月には現地司法当局が、同氏を長期政権や軍に対する抗議デモへの参加者の殺害の扇動、関与などの疑いで訴追したと明らかにしたほか、同年12月には汚職などでスーダンの国内裁判所より有罪判決が言い渡され、国内で収監されている³⁰。さらに2021年8月には、スーダンの暫定政府がバシルの身柄をICCへ引き渡すことを閣議決定したが³¹、2022年11月時点では実現に至っていない。

(2) バグボ・前コートジボワール大統領（ICC）

コートジボワールの事態もICCに付託されたケースであるが³²、同国では2010年の大統領選挙において現職だったバグボが敗北を認めず、新大統領に選出されたウワタラ氏への権力移行を拒否した結果、数カ月にわたる内戦状態に陥り、約3000人が犠牲になったとされる。この事態を受け、ICCの検察官が職権による捜査の許可をICC予審裁判部に請求、2011年10月に同裁判部がこれを許可した。コートジボワールはICC規程の非締約国であるが、2003年にICCの管轄権受諾を宣言しており、本件はICCの管轄権行使のパターンのうち、ICCの検察官が予審裁判部の許可を

得て捜査に着手した場合、に該当する。

バグボ前大統領は、国連のPKO部隊とフランス軍の支援を受けたウワタラ大統領の急襲を受け2011年4月に失脚・逮捕されていたが、同年11月にICCの予審裁判部がバグボに対し人道に対する犯罪の容疑（殺人、強姦、虐待、非人道的行為に間接的に関与した疑い）で逮捕状を発付し、同氏の身柄はICCに引き渡され収監されることとなった³³。これは国家元首経験者に対しICCが逮捕状を執行した最初のケースである。しかしながら、その後バグボはICCにおいて起訴されたものの、証拠不十分などを理由として2019年1月に第一審裁判部において無罪判決が出され、2021年3月に上訴裁判部において無罪が確定している³⁴。その後、同年6月にコートジボワールに帰国したが、2019年にコートジボワールの国内裁判所において、バグボ本人が不在の状況で、同氏に対し資金横領等の罪で懲役20年の判決が出ており、今後国内において訴追される可能性もあるとされる³⁵。

(3) テイラー・元リベリア大統領（シエラレオネ特別法廷）

次にICC以外の、国際的要素を含む刑事法廷として、シエラレオネ特別法廷（Special Court for Sierra Leone、以下SCSL）の事例を取り上げる³⁶。シエラレオネでは、1991年にシエラレオネの反政府武装集団である革命統一戦線（以下、RUF）、RUFを支援する隣国リベリアの国民愛国戦線らがシエラレオネの東部に侵攻し、内戦が勃発した。1999年にシエラレオネ政府とRUFとの間で和平協定が締結されたものの、翌年、戦闘が再開され、そうした中でRUFの指導者が逮捕されるに至った。当該事態を受け、シエラレオネの大統領は国連に対し、シエラレオネ領域内で行われた国際人道法の重大な違反に対処するため、国連と共同し国際裁判所を設立したい旨を表明し、その支援を求めたのである。その後、国連事務総長に対し、シエラレオネにおける特別法廷設置についてシエラレオネ政府と交渉するように要請する安保理決議1315（2000年8月）に基づき両者間で交渉が重ねられ、2002年1月に国連とシエラレオネ政府間で、SCSL設立に関する協定が締結された。

SCSLはシエラレオネの首都フリータウンに設置され、2002年7月に活動を開始したが、当該裁判所の事項的・人的管轄は、「国際人道法及びシエラレオネ法の重大な違反について、最も責任のある者」とされる。裁判所は第一審裁判部（裁判官3名）と上訴裁判部（裁判官5名）により構成されるが、前者のうち1名、後者のうち2名はシエラレオネ政府が任命し、残りの裁判官は国連事務総長により任命される。すなわちSCSLは、適用法及び裁判官の側面において、犯罪行為地国の国内法廷と国際裁判所の中間的な形態を有することから、混合（ハイブリッド）法廷とも称される。

SCSLの訴追例として、テイラー・元リベリア大統領の裁判がある³⁷。テイラーは、シエラレオネ内戦勃発当時は上記の国民愛国戦線のリーダーであったが、1997年にリベリア大統領に就任し、RUFが採掘したダイヤモンドと引き換えにRUFに対する資金、武器供与等の支援を行い多くの犯罪行為に間接的に関与した。2003年に人道に対する犯罪などでSCSLに起訴された後も大統領

領の地位に留まったが、反政府グループの首都攻撃を受け、同年、大統領を辞任しナイジェリアに亡命している。その後、2006年に就任したリベリアのサーリーフ大統領より、テイラーの亡命先であるナイジェリア政府に対しテイラーの引渡要求があり、これを受けてナイジェリアのオバサンジョ大統領は同年3月にテイラーを拘束し、同氏はSCSLに移送された³⁸。なお治安上の懸念から、テイラーの身柄はその後ハーグのICCに移送され、当地で特別法廷が設置されることとなり、人道に対する犯罪、戦争犯罪など計11の容疑について、2012年に禁固50年の有罪判決が下された³⁹。これは、第二次世界大戦後のニュルンベルク裁判の後、国際的な性質を有する刑事法廷において国家元首経験者が有罪とされた初めての例である。

(4) ハブレ・元チャド大統領（アフリカ特別法廷）

最後に、セネガル政府と地域的国際組織たるアフリカ連合（African Union、以下AU）との協定に基づいて設立されたアフリカ特別法廷（Chambres Africaines Extraordinaires、以下CAE）におけるハブレ・元チャド大統領の事例について取り上げる⁴⁰。ハブレは、1982年のチャド大統領就任後、独裁者として反体制派を弾圧し、国内における約4万人の殺害に関与したとされるが、1990年にクーデターにより追放されセネガルに亡命した。AUは、セネガルに対しハブレの訴追を求めていたものの、同国のワッド前大統領の政権が先延ばしにし、裁判が進展したのは2012年にサル大統領が就任して以降である⁴¹。2013年2月に、ハブレ政権下のチャドにおいて行われた国際犯罪（集団殺害犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪、拷問）に最も責任を負う者を訴追するため、AUの後押しのもと、セネガル政府とAU間の協定が締結された。これはセネガルの司法制度内に特別法廷を創設するもので、当該協定を設立根拠とするCAEは、法的にはセネガルの既存の裁判制度の中に位置づけられ設置されたものである⁴²。CAEの裁判官はセネガルとその他のAU加盟国出身者で構成され、すなわちCAEはセネガルの国内裁判所内に設置されたハイブリッド法廷であり、セネガルの首都ダカールに置かれた。

ハブレはダカールで亡命生活を送っていたが、2013年6月末にセネガル警察当局に身柄を拘束され、同年7月にはCAEにより人道に対する犯罪、戦争犯罪、拷問で起訴された。その後2016年5月に、CAEはハブレに対し終身刑を宣告し、2017年4月に控訴審において終身刑が確定している。本件は元国家元首が、国際的要素を伴った他国の国内裁判所において訴追されるという事例と位置づけられる。

2 プーチン大統領の訴追・処罰の可能性

(1) ICC

ICCによるプーチン大統領の訴追・処罰には、実際のところ、その妨げとなる要素が複数存在する。最初のハードルは、プーチン大統領に対する逮捕状発付であり、ロシアによるウクライナ侵攻に際してICCによる対応が大いに注目を集めるにあたり、この点の難しさが指摘されている⁴³。

ICCによる逮捕状の発付には当然ながら、ICCが対象とする犯罪行為に対し当該個人が責任を有することが証拠等により示される必要がある。本稿Ⅱ．1で述べたとおり、ICCでは公的資格により刑事責任が免除されることはないものの、例えば指揮官または実質的な指揮官としてのプーチン大統領の責任を問うには、軍隊による犯罪行為を知っており、且つその実行を防止・抑止しなかったという点を満たす必要がある。先述のとおりICC非加盟国のロシアは、今回の事態に関するICCへの協力を拒否していることから、そうした中で逮捕状発付に到るほどの証拠にたどり着くことができるかは定かではない。

仮に逮捕状が発付された場合でも第二のハードルとして、身柄拘束の必要性が挙げられる。この点の難しさについても、スーダンのバシルを例に挙げつつ、すでに先行研究等において指摘されているところであるが⁴⁴、以下、逮捕状発付が実現した後に考えられ得る可能性について検討する。

まずプーチン大統領が引き続き在任中の場合には、そもそも国外に出ない可能性が高くICCに出廷する可能性は無いに等しい。仮に出廷したとしても政権に就いている限りは、自身のみならず、政府や警察がプーチン大統領を恐れ、証拠提出の拒否などICCに対し非協力の態度をとる可能性も高い⁴⁵。また逮捕状が発付された後、在任中のまま他国における国際会議などに出席した場合、バシルの例のように、当該滞在国がICC規程締約国であっても、プーチン大統領の身柄を拘束せずにICCに対し非協力の態度をとる可能性もある。さらにその際に、ICC規程第87条7項に基づき締約国会議に付託された場合も、当該締約国に協力を強制する手段は存在しないのである⁴⁶。

次に、仮にプーチン大統領が失脚などにより失職した場合、その後も引き続き国内に留まるならば、新政権が身柄を拘束しICCに引き渡す可能性はある。例えば先に述べたとおり、コートジボワールのバグボは失脚した後に国内で逮捕され、ICCによる逮捕状発付は失脚後であるものの、逮捕状発付後にICCに身柄を引き渡されている。またスーダンのバシルも既述のとおり、2009、2010年のICCによる逮捕状の発付後、長年にわたりアフリカ諸国を公式に訪問しつつも身柄の拘束を免れていたものの、2019年の自国のクーデターにより大統領の職を解任され、国内裁判所で訴追されるとともに、ICCへの引渡しが閣議決定されるに至っている。さらに、仮に失脚後に他国に亡命したとしても、亡命先の国家またはロシア側の政権が亡命時から変化した場合や、両国間の関係が変化した場合などは、亡命先の国家の判断により身柄をICCまたはロシアに引き渡される可能性も否定できない。既述のとおり、ICCの例ではないが例えばリベリアのテイラーの場合、SCSLによる起訴の後に、反政府グループの首都攻撃を契機としてナイジェリアに亡命した。亡命先のナイジェリアの大統領は自身の亡命を受け入れたオバサンジョのままであったが、2006年に新たにリベリア大統領に就任したサーリーフがナイジェリア政府にテイラーの引渡しを要請したため、オバサンジョ大統領はこれを受けて身柄を拘束し、結局テイラーはSCSLに引き渡されるに至っている。

以上から、ICCによる訴追・処罰には上記の2つの大きなハードルが存するものの、仮にプーチン大統領に対する逮捕状発付が実現した場合、大統領等の地位に留まる場合にはICCへの出廷

可能性は極めて低い一方で、失脚などの理由からその職を失った場合には、本稿において取り上げた過去の事例に照らすと、多少なりともICCへの身柄引渡しの道が拓けるといえる。

(2) 他の法廷

次にICC以外の法廷による訴追・処罰の可能性について検討する。想定されるのは、テイラーを訴追したSCSLや、ハブレを訴追したCAEなど、国際組織との協力を基盤とした、すなわち関係当事国と国際組織との間の協定に基づく刑事法廷の設置である。先に述べたとおりSCSLはシエラレオネと国連、CAEはセネガルとAU間の協定によるものであるが、このように国際組織などとの連携により、ロシアによるウクライナ侵攻の事態における国際犯罪の訴追を目的とした特別法廷が今後設置される可能性もある。

またその際に、今回の事態ではICCが侵略犯罪につき管轄権を有さないという点に留意する必要がある。例えば2022年11月に、ウクライナ側からのかねてからの特別法廷設置の要請を受けEUの執行機関である欧州委員会が、ロシアの侵略犯罪を訴追するための特別法廷を設置することを提案した。欧州委員会は、EUは戦争犯罪と人道に対する犯罪に関するICCによる捜査を支援するとしつつ、ロシアが非加盟国であることから、ICCはプーチン大統領をはじめとするロシアの政権及び軍の幹部に対し、侵略犯罪に関する責任を問えないとして、当該犯罪を捜査・訴追するために、「多数国間条約に基づく独立した特別な国際法廷」または「国際裁判官を国内司法システムに統合した特別法廷、すなわちハイブリッド法廷」のいずれかを設置することを提案し、いずれの場合も国連による多大な支援が不可欠であるとしている⁴⁷。未だ詳細は明らかではないものの（2022年11月時点）、2つの選択肢のうち後者に関してはCAEのようなものが想定され得る。また当事国と国連との協定に基づくSCSLに類似のものを想定した場合、SCSLは安保理決議が発端となっているが、今般の事態のように安保理が機能しない場合、国連総会が特別法廷の設立を促す可能性も存する⁴⁸。なお今後、EU提案にあるような特別法廷の設置が実現したとしても、身柄引渡しについては、本節（1）で検討したとおり、失脚などを理由として失職しない限りその可能性は非常に低いものの、他方で、チャドのハブレの例のように、国際機関の後押しや連携により、例えば亡命先など第三国の司法制度内にハイブリッド法廷が設置され、当該法廷により訴追されるといった可能性も否定し得ないのである。

なお国内裁判所による訴追可能性であるが、ロシアでは、大統領経験者に不逮捕特権を付与する憲法改正に伴い、大統領経験者は生涯にわたり刑事・行政責任を問われないという免責特権を保障する改正法案が2020年に成立している⁴⁹。したがって国内法の更なる改正がなされない限り、プーチン大統領をロシアの国内裁判所で訴追することは不可能である。また、ウクライナ等の他国の国内裁判所による訴追に関しては、一定の公的地位を有する者は外国の刑事裁判権から免除されるという国際法上の原則が存在するため、プーチン大統領の在任中はその実現可能性はない。

IV おわりに

本稿では、国際的な刑事法廷または国際的要素を含む刑事法廷における国家元首やその経験者のこれまでの訴追事例を手掛かりに、ICCや他の法廷によりプーチン大統領が訴追・処罰される可能性について検討した。本稿Ⅲ. 2 (1) で述べたとおり複数のハードルが伴うことから、既存の枠組であるICCによる訴追・処罰の実現可能性は決して高くはない。また、ウクライナの要請を受けてEUにより提案された特別法廷設置に関しても、現時点では詳細及び実現可能性ともに明らかではなく、ロシアによるウクライナ侵攻という事態への対応として、両国間の戦闘行為が継続しているさなかにおいて、こうした刑事裁判の果たす役割やその議論は、一見すると必ずしも大きな意義のあるものとして捉えられないかもしれない。他方で、約40ものICC締約国による共同付託のもとで、戦争犯罪といった国際社会全体の関心事たる最も重大な犯罪について、それらがまさに行われている状況下で現地において捜査し、証拠となる記録を中立的かつ公平な立場から積み上げていくことは、ICCに時効が無いという観点からも非常に重要な位置づけを有する。

本稿において取り上げた過去の事例からも明らかなおと、複数のICC加盟国の非協力や訴追対象本人の亡命などから、当初は実現可能性が低いとみられていた国家元首やその経験者の訴追についても、その後の関係当事国の国内情勢の変容や方針の転換、国際組織との連携などの多様な要因により、かなりの時間を要するものの、特別法廷によるものも含め、実現へと到る場合も存する。現状では、今ある法的枠組、すなわちICCの仕組みを最大限に生かしつつ、さらに国際組織との連携に基づく特別法廷の設置など今後の可能性も見据えつつ、最も重大な国際犯罪に責任を有する者の「不処罰を許さない」という確固たる姿勢をICC、国際組織を含む国際社会全体で一貫して示していくことが何よりも求められるのである。なお、特別法廷設置の動向やその可能性、ICCとの関係といった論点の考察については今後の課題と致したい。

【付記】

インターネット上の資料への最終アクセス日は、すべて2022年12月3日である。本稿は、国際文化表現学会・令和4年度春季大会（2022年5月28日、オンライン開催）における報告（「国際刑事裁判の視点から考察するロシアのウクライナ侵攻」）の内容に大幅な加筆、修正を加えたものである。

¹ President of Russia website, Address by the President of the Russian Federation (February 24, 2022), <http://en.kremlin.ru/events/president/news/67843>; 外務省ホームページ「ウクライナ」(令和4年3月31日) <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ukraine/data.html>.

² United Nations website, UN News “Russia blocks Security Council action on Ukraine” (26 February 2022), <https://news.un.org/en/story/2022/02/1112802>.

³ UN Doc. S/Res/2623 (27 February 2022).

⁴ UN Doc. A/RES/ES-11/1 (18 March 2022), Aggression against Ukraine. 賛成141カ国、反対5カ国（ロ

- シア、ベラルーシ、シリア、北朝鮮、エリトリア)、棄権35カ国(中国、インドなど)。United Nations, Digital Library, Aggression against Ukraine : resolution / adopted by the General Assembly, <https://digitallibrary.un.org/record/3959039>.
- ⁵ 同追加議定書は、医療組織(第12条)、文民(第51条)、民用物(礼拝所、家屋、学校等)(第52条)、危険な力を内蔵する工作物・施設(ダム、原子力発電所など)(第56条)を攻撃してはならないことを規定する。
- ⁶ 例としてウクライナ当局による、ウクライナ側の捕虜となったロシア兵の動画をソーシャルメディアへ投稿する行為などがあり、ヒューマン・ライツ・ウォッチは、当該行為は、捕虜を公衆の好奇心から保護しなければならないとする1949年ジュネーブ第三条約の規定(第13条)に違反すると指摘する。ヒューマン・ライツ・ウォッチ ホームページ「ウクライナ：捕虜の権利を尊重すべき」(2022年3月16日) <https://www.hrw.org/ja/news/2022/03/17/ukraine-respect-rights-prisoners-war>.
- ⁷ ICJ website, Allegations of Genocide under the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Ukraine v. Russian Federation), Order of 16 March 2022, <https://www.icj-cij.org/public/files/case-related/182/182-20220316-ORD-01-00-EN.pdf>.
- ⁸ ICC website, “Statement of ICC Prosecutor, Karim A.A. Khan QC, on the Situation in Ukraine: Receipt of Referrals from 39 States Parties and the Opening of an Investigation” (2 March 2022), <https://www.icc-cpi.int/news/statement-icc-prosecutor-karim-aa-khan-qc-situation-ukraine-receipt-referrals-39-states>.
- ⁹ ロシアは軍事侵攻当日の国連事務総長宛の書簡において、「自衛権の行使に当たり国連憲章第51条に従ってとった措置」に言及している。浅田正彦(2022)「ウクライナ戦争と国際法—武力行使と戦争犯罪を中心に」『ジュリスト』No.1575、107頁。
- ¹⁰ United Nations website, UN News “UN General Assembly votes to suspend Russia from the Human Rights Council” (7 April 2022), <https://news.un.org/en/story/2022/04/1115782>.
- ¹¹ 浅田(2022)、111-113頁。
- ¹² 久保田隆(2022)「ウクライナにおける『戦争犯罪』と国際刑事法」国際法学会エキスパート・コメント No.2022-11、1~6頁 <https://jsil.jp/wp-content/uploads/2022/06/expert2022-112.pdf>.
- ¹³ 酒井啓亘(2022)「ウクライナ戦争における武力行使の規制と国際法の役割」『世界』臨時増刊『ウクライナ侵略戦争 世界秩序の危機』、83-84頁。
- ¹⁴ 浅田(2022)、113頁。
- ¹⁵ 能勢美紀(2022)「紛争解決と処罰のための国際刑事裁判所の取り組み—ウクライナとミャンマーの事例から」アジア経済研究所・海外研究員レポート https://www.ide.go.jp/Japanese/IDESquare/Overseas/2022/ISQ202230_001.html#r11.
- ¹⁶ Marchuk, Iryna, and Aloka Wanigasuriya (2022) “The ICC and the Russia-Ukraine War,” *insights* (American Society of International Law), Vol.26 Issue 4, p.4.
- ¹⁷ 以下、ICCの概要について、浅田(2022)、112-113頁；久保田(2022)、1-5頁などを参照。
- ¹⁸ ロイター「ロシア、国際刑事裁判所からの離脱を決定」(2016年11月17日) <https://jp.reuters.com/article/russia-icc-withdrawal-idJPKBN13C0L4>.
- ¹⁹ 能勢(2022)；ICC website, Ukraine, <https://www.icc-cpi.int/ukraine>.
- ²⁰ ICC website, 同上。なお、検察官は2022年2月28日に正式捜査に向けた手続の開始を発表している。久保田(2022)、1頁。
- ²¹ 浅田(2022)、112頁。なお安保理が事態を付託する場合にはICCは管轄権を行使できるが(ICC規程第15条の3)、ロシアが当事国であるため現実的ではない。久保田(2022)、4-5頁。
- ²² 時事通信「戦争犯罪『ロシアは調査に協力を』=ICC検察官が要請」(2022年5月28日) <https://sp.m.jiji.com/article/show/2759250>.
- ²³ 日本経済新聞「ICCとEUが合同捜査、ウクライナでの戦争犯罪追及」(2022年4月26日) <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN260820W2A420C2000000/>.
- ²⁴ BBC「ロシア兵に終身刑を宣告 ウクライナで初の戦争犯罪裁判」(2022年5月24日) <https://www.bbc.com/japanese/61560595>。なお同年7月の控訴審において禁固15年に減刑されている。日本経済新

- 聞「初の戦争犯罪のロシア兵減刑 控訴審、禁錮15年に」（2022年7月31日）<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCB304QW0Q2A730C2000000/>.
- ²⁵ BBC「ウクライナで捕虜となったイギリス人ら3人に死刑判決 親ロシア地域の裁判所」（2022年6月10日）<https://www.bbc.com/japanese/61754930>。なおこの3名は、その後ロシアとウクライナ間の拘束者の交換により解放されている。Reuters, “Russia, Ukraine announce major surprise prisoner swap” (September 22, 2022), <https://www.reuters.com/world/europe/russia-releases-10-foreigners-captured-ukraine-after-saudi-mediation-riyadh-2022-09-21/>.
- ²⁶ 以下、スーダン・ダルフルの事態とバシルの訴追の概要について、ICC website, Al Bashir Case, <https://www.icc-cpi.int/darfur/albashir/>; 外務省ホームページ「国際刑事裁判所（ICC）によるスーダン大統領逮捕状発付について」（平成21年3月4日）https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/21/dga_0304b.html; 同「国際刑事裁判所（ICC）と日本外交」（2012年4月、外務省国際法局国際法課）<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/icc/pdfs/icc.pdf>などを参照。
- ²⁷ ICC website, 同上。
- ²⁸ ICC規程第87条7項は以下のように規定する。「締約国がこの規程に反して裁判所による協力の請求に応ぜず、それにより裁判所のこの規程に基づく任務及び権限の行使を妨げた場合には、裁判所は、その旨の認定を行うことができるものとし、締約国会議又はこの事案が安全保障理事会によって裁判所に付託されたものであるときは安全保障理事会に対し、その問題を付託することができる。」
- ²⁹ 外務省ホームページ「国際刑事裁判所（ICC）と日本外交」；竹村仁美（2019）「国際刑事裁判所への協力義務をめぐる法と政治」『国際問題』No.686、44-45頁。なお、本件はICC非加盟国の国家元首の免除の問題とも関連するが、紙幅の関係上、本稿では扱わない。この点を詳細に検討したものとして、竹村（2019）、44-47頁。
- ³⁰ 朝日新聞「スーダン前大統領、訴追 デモ参加者殺害関与の疑い」（2019年5月15日）https://digital.asahi.com/articles/DA3S14014452.html?iref=pc_ss_date_article; 同「スーダンのバシル前大統領有罪」（2019年12月15日）https://digital.asahi.com/articles/DA3S14295256.html?iref=pc_ss_date_article。
- ³¹ 朝日新聞「スーダン前大統領、引き渡し決定」（2021年8月12日）https://digital.asahi.com/articles/DA3S15008654.html?iref=pc_ss_date_article。
- ³² 以下、コートジボワールの事態とバグボの訴追の概要について、ICC website, Gbagbo and Blé Goudé Case, <https://www.icc-cpi.int/cdi/gbagbo-goude/>; 外務省ホームページ「国際刑事裁判所（ICC）と日本外交」；ロイター「コートジボワール前大統領がICCに初出廷、元国家元首では初」（2011年12月6日）<https://jp.reuters.com/article/tk0677540-ivorycoast-gbagbo-icc-idJPTYE7B500820111206>などを参照。
- ³³ AFP「コートジボワール前大統領を国際刑事裁判所に移送、人道に対する罪」（2011年12月1日）https://www.afpbb.com/articles/-/2843330?ex_part=search。
- ³⁴ ICC website, Gbagbo and Blé Goudé Case.
- ³⁵ JETRO ホームページ「バグボ前大統領に対するICCの無罪判決が確定、約10年ぶりに帰国」（2021年6月24日）<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/06/cadb15915bdcc9b8.html>。
- ³⁶ 以下、シエラレオネ内戦とSCSLの概要について、山下恭弘（2004）「紛争後の恩赦と裁判—シエラレオネの場合—」『福岡大学法学論叢』第49巻2号、151-157、164-174頁；望月康恵（2007）「紛争後のアフリカ社会における国際的な刑事裁判所の役割と課題」竹内進一編『アフリカにおける紛争後の課題』調査研究報告書第7章、アジア経済研究所、246-260頁などを参照。
- ³⁷ 以下、テイラーの訴追の概要について、SCSL website, The Prosecutor vs. Charles Ghankay Taylor, <http://www.rscsl.org/Taylor.html>; 山下（2004）、151、168頁、184頁の注96；望月（2007）246-253頁；山根達郎（2007）「リベリアにおける平和構築とDDR」竹内進一編『アフリカにおける紛争後の課題』調査研究報告書第2章、アジア経済研究所、80-81頁；朝日新聞「リベリア前大統領の戦争犯罪『免責なし』国際法廷で」（2006年4月1日朝刊）；ヒューマン・ライツ・ウォッチ ホームページ「国際的な裁き：テラー裁判はすばらしい先例に」（2012年7月26日）<https://www.hrw.org/ja/news/2012/07/26/247088>などを参照。
- ³⁸ テイラーは、2006年3月にナイジェリア政府がテイラーの本国送還を発表した直後に滞在先から逃走を

図ったが、結局ナイジェリアとカメルーンの国境で拘束されSCSLに移送された。望月（2007）、252-253頁；朝日新聞、同上；読売新聞「内戦関与の前リベリア大統領 国際法廷で責任追及」（2006年4月15日朝刊）。

³⁹ ロイター「リベリア元大統領に禁錮50年、シエラレオネ内戦の国際法廷で」（2012年5月31日）
<https://www.reuters.com/article/tk0816962-warcrimes-taylor-idJPTYE84T06Y20120530>.

⁴⁰ 以下、CAEとハブレの訴追の概要について、出入国在留管理庁ホームページ『セネガル人権報告書2016年版』15頁 <https://www.moj.go.jp/isa/content/930003986.pdf>；稲角光恵（2018）「アフリカ特別法廷（CAE）による元国家元首の裁判（Habré事件）の意義」『金沢法学』第60巻2号、53-73頁；日本経済新聞「チャド前大統領の身柄拘束 セネガル警察」（2013年7月1日）https://www.nikkei.com/article/DGXNASGM0100A_R00C13A7EB1000/；ヒューマン・ライツ・ウォッチ ホームページ「チャド：ハブレ前政権は組織的に残虐行為を行っていた」（2013年12月3日）<https://www.hrw.org/ja/news/2013/12/03/251988>；CNN「チャド前大統領、人道に対する罪で終身刑 殺人や誘拐に関与」（2016年5月31日）<https://www.cnn.co.jp/world/35083488.html>などを参照。

⁴¹ ハブレの責任追及はセネガル国内裁判所、アフリカ人権裁判所等、複数の場で試みられた。例えばハブレに関し、ベルギーがセネガルをICJに提訴した「引渡又は訴追の義務に関する事件」（2012年7月20日判決）においてICJは、ハブレの引渡又は訴追の義務に関してセネガルの拷問禁止条約上の義務違反を認定し、セネガルがそのいずれかを行わなければならないと判示した。稲角（2018）、57-62頁。

⁴² 稲角（2018）、62-63頁；Human Rights Watch website, Statute of the Extraordinary African Chambers (September 2, 2013), Article 2, <https://www.hrw.org/news/2013/09/02/statute-extraordinary-african-chambers>.

⁴³ 以下、プーチン大統領に対する逮捕状発付の要件及び難しさについて、朝日新聞「ジェノサイド認定には高い壁 プーチン氏の責任は法的に問えるか」（2022年4月6日、<https://www.asahi.com/articles/ASQ45747JQ44UHBI03F.html>）における浅田正彦教授の見解；毎日新聞「国際刑事裁判所はプーチン氏を裁けるか『二つの壁』元裁判官が指摘」（2022年4月11日、<https://mainichi.jp/articles/20220410/k00/00m/030/078000c>）における尾崎久仁子・元ICC裁判官の見解を参照。

⁴⁴ 毎日新聞、同上；浅田（2022）、112-113頁；久保田（2022）5頁；酒井（2022）、84頁など。

⁴⁵ 例えばICCにおけるケニアのケニヤッタ（召喚状発付当時は副首相）の事件では、2012年に人道に対する犯罪の容疑で起訴されたが、その後同氏が大統領に就任するとケニア政府の捜査協力が得られにくくなり、結局2014年に証拠不十分により起訴が取り下げられた。毎日新聞、同上。

⁴⁶ 竹村（2019）、46-47頁。

⁴⁷ European Commission website, Press release “Ukraine: Commission presents options to make sure that Russia pays for its crimes” (30 November 2022), https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_22_7311.

⁴⁸ ワシントンポストの記事には、国連安保理による提案を得ることは困難ないし不可能であるが、国連総会における支持を得ることはできるだろうとのEU高官の発言が掲載されている。The Washington Post, “E.U. proposes special tribunal to investigate Russian crimes in Ukraine” (November 30, 2022), <https://www.washingtonpost.com/world/2022/11/30/eu-russia-ukraine-tribunal-war-crimes/>. 同様の点を指摘するものとして、朝日新聞「ジェノサイド認定には高い壁 プーチン氏の責任は法的に問えるか」（2022年4月6日）における浅田正彦教授の見解。他方でICCのカーン検察官は、ICCが侵略犯罪のかどでプーチン大統領を訴追できないことを認めつつ、政府高官を戦争犯罪や集団殺害犯罪については訴追し得るとし、断片化を避け一体性を維持すべきとして、EUによる特別法廷設置の提案に反対を表明している。AP, “ICC prosecutor opposes EU plan for special Ukraine tribunal” (December 6, 2022), <https://apnews.com/article/russia-ukraine-war-crimes-netherlands-the-hague-ursula-von-der-leyen-9e83e1107064ef6e9c375576b998373a>.

⁴⁹ 日本経済新聞「ロシア大統領経験者に免責特権、プーチン氏が法案署名」（2020年12月23日）<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGR238ZA0T21C20A2000000/>.